

役員報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人岬町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等)

第3条 役員勤務形態は非常勤とし、報酬及び費用弁償は支払わないものとする。ただし、交通費の実費については、出張及び旅費に関する規程に基づき、旅費を支払うことができる。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。